9　前各項に定めるもののほか、法第二十七条第一項の承認の申請の手続その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二条　構造改革特別区域法施行令の一部を次のように改正する。

第五条第八項の表租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項中

第四十六条の八の四第一項	

を

第四十六条の八の二第四項	輸出酒類販売場の製造場
第四十六条の八の四第一項	の酒類の製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五項において同じ。）であるとき、又は法第八十七条の六第八項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場（同法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。第五項において同じ。）であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。以下この項において同じ。）の酒類の製造場

に改める。

輸出酒類販売場（当該輸出酒類販売場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項並びに第四十六条の八の四第一項及び第五項において同じ。）であるとき、又は法第八十七条の六第八項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同法第二十七条第三項に規定する主製造場をいう。第四十六条の八の四第一項及び第五項において同じ。）の酒類の製造場（当該製造場が体験製造場であるとき、又は同条第八項前段の規定が適用される酒類の販売場に係る酒類の製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場。以下この項において同じ。）

第三条　構造改革特別区域法施行令の一部を次のように改正する。

第五条第八項の表に次のように加える。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百一十五号）	第八十九条第十三項	
	製造場の	同法
	製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては、当該体験製造場に係る同条第三項に規定する主製造場）の	酒税法

（総合特別区域法施行令の一部改正）

第四条　総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条中「第二十八条第四項」を「第二十五条第四項」に、「別表第十八号に」を「別表第十五号に」に、「第二十八条の二第四項」を「第二十六条第四項」に、「別表第十八号の二」を「別表第十六号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。ただし、第二条の規定は同年四月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

2　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条」を「第七条」に改める。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

政令第十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十五条第一項及び第百五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「するもの」の下に「及び電気を動力源とするもの（燃料を使用するものを除く。）」を加える。

第二十一条第一号中「ガラス繊維」を「硬質ポリウレタンフォーム、ガラス繊維」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

経済産業大臣　梶山　弘志

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三